

令和6年度 大学教育再生戦略推進費  
ポストコロナ時代の医療人材養成拠点形成事業  
(社会的な要請に対応できる看護師の養成)  
公募要領

令和6年3月  
文部科学省

## 目 次

1. 背景・目的 .....	1	(2) 評価等.....	9
(1) 背景.....	1	(3) 成果の発信・普及 .....	10
(2) 目的.....	1	7. 申請書等の提出.....	11
2. プログラムについて.....	2	(1) 提出方法.....	11
(1) 申請対象 .....	2	(2) 留意事項.....	12
(2) 選定件数 .....	3	8. 補助金の交付等.....	12
(3) 補助期間 .....	3	(1) 補助金の交付.....	12
(4) プログラムの規模.....	3	(2) 補助金の執行に関する留意事項 ..	12
3. 申請資格・要件等.....	4	(3) 補助金における不正等への対応 ..	13
(1) 申請者等 .....	4	9. その他 .....	14
(2) 申請可能件数 .....	4	(1) 学生等の安全確保 .....	14
(3) 申請資格 .....	4	(2) 安全保障貿易管理について（海外へ	
(4) 申請要件 .....	6	の技術漏洩への対処） .....	14
4. 申請書の作成.....	7	(3) 研究インテグリティの確保.....	14
(1) 申請書等 .....	7	(4) プログラム情報の公表等 .....	15
(2) 指標の設定.....	7	(5) その他.....	15
(3) 資金計画 .....	8	10. 問合せ先等 .....	15
(4) その他 .....	8	(1) 問合せ先.....	15
5. 選定方法等 .....	8	(2) スケジュール.....	15
(1) 審査手順 .....	8	(別添1：事業一覧) .....	17
(2) プログラム委員会による意見.....	9	(別添2：申請制限対象事業) .....	18
6. プログラムの実施と評価等.....	9	(別添3：経費の使途可能範囲) .....	19
(1) 実施体制 .....	9		

**令和6年度 大学教育再生戦略推進費<sup>1</sup>**  
**ポストコロナ時代の医療人材養成拠点形成事業**  
**(社会的な要請に対応できる看護師の養成)**  
**公募要領**

1. 背景・目的

(1) 背景

社会の変化等により、看護師に求められる能力や看護を提供する場が多様化してきたことにより、社会的要請に対応できる看護師の養成が求められています。

特に、医療技術の進歩に伴い、特別支援学校のみならず、地域の小・中学校においても医療的ケア児は増加しているところ、その支援体制は十分ではなく、医療的ケア児の地域における支援体制構築のためにリーダーシップを発揮することができる看護師が求められています。

また、令和4年12月に改正感染症法が成立し、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及びまん延に備えるため、公的医療機関等並びに地域医療支援病院及び特定機能病院は、都道府県との間で「医療措置協定」を締結するとともに、感染症発生・まん延時に担うべき医療の提供が義務付けられることとなりました。新型コロナウイルス感染症の対応を振り返ると、通常医療との両立を図りながら、コロナ専用病床を稼働できる体制の確保に課題があったと指摘されており、高度急性期機能を担う大学病院においては、一般病棟においても平時から重症患者に対応できる看護師の養成は喫緊の課題となっています。

(2) 目的

ポストコロナ時代の医療人材養成拠点形成事業(社会的な要請に対応できる看護師の養成)は、①医療的ケア児支援における指導的立場等の看護師を養成するためのリスキリング教育プログラムの構築や看護学生を対象とした医療的ケア児支援のための実習等を試行的に実施する優れた取組を支援することにより、医療的ケア児が特別支援学校や小中学校等において学びやすい環境を構築するとともに、②重症患者に対応できる看護師を養成するための実践的教育プログラムを構築する優れた取組を支援し、新興感染症の感染まん延時等においても、重症患者が安心して診療を受けられる環境の構築に貢献することを目的としています。

---

<sup>1</sup> 「大学教育再生戦略推進費」(以下「再推費」という。)とは、中央教育審議会等における大学教育改革に関する提言のうち、①世界に誇れるトップレベルの教育研究活動を実践する大学の機能を飛躍的に高め、世界に発信していくことで、我が国の高等教育・学術研究のプレゼンス向上を図る事業、②大学における革新的・先導的教育研究プログラムを開発・実施する取組や、迅速に実現すべきシステム改革を支援・普及することで、大学教育の充実と質の向上を図る事業を重点的に支援する補助金の総称。

## 2. プログラム<sup>2</sup>について

### (1) 申請対象

以下の取組を実施するプログラムを対象とします。

【テーマ1】医療的ケア児支援における指導的立場等の看護師養成のための教育プログラムの構築を図るもの。具体的には以下の項目を全て満たすプログラムを対象とする。

- ① 現役看護師・潜在看護師等（保健師・助産師含む）を対象としたリスキリング教育プログラムを履修証明プログラムとして構築するもの。特別支援学校や地域の小中学校等において、通常の医療的ケアの実施等に加えて、外部関係機関との連絡調整や医療的ケアに関する教職員からの相談等の実施ができる看護師の養成を目的として、自治体や医療的ケア児支援センター、特別支援学校等と連携し、地域から求められる指導的立場等の看護師に求められる人材像に基づき、教育プログラムを構築する。教育プログラムには、座学での学習項目（対面講義を含む・e-ラーニングを併用可）や、必要な手技の訓練、特別支援学校等での実習等を組み込むこと。
- ② 看護師養成課程の全学生を対象として、特別支援学校や地域の小中学校等における医療的ケア児支援を含む実習を構築するもの。既存の実習の一部として、特別支援学校等における医療的ケア児支援に関する実習を新たに組み込むことも可とする。

また、将来的に変更承認申請（科目の内容変更または教育課程の変更）を行う計画を策定する場合に限り、補助対象期間内では自由科目や特別実習といった形で医療的ケア児支援に関する実習を試行的に実施することも可とする。

なお、①②に共通して、例えば「学校教育における医療的ケア」や「特別支援教育の理解」、「特別支援学校等における看護師の役割」といった特別支援学校等からの視点で学ぶことができるプログラムとすること。

【テーマ2】クリティカルケア領域（集中治療・救急部門等）における長期のOJT（On-the-Job Training）を含む重症患者に対応できる看護師養成のための実践的教育プログラムの構築を図るもの。具体的には、以下の項目を全て満たすプログラムを対象とする。

- ① 将来の派遣要請への対応も踏まえた、求められる資質や能力を涵養するために必要な教育内容を、OJTでの実施項目及び座学での学習項目（対面講義を含む・e-ラーニングも併用可）等により体系的に編成するもの。

---

<sup>2</sup> ここでのプログラムとは個別提案のことをいい、補助事業総体を事業という。

- ② クリティカルケア領域（集中治療・救急部門等）における研修期間を半年～1年に設定するもの。
- ③ 事業開始前において一般病棟で勤務している者のうち、目安として、看護師臨床経験を2年以上有する者を研修受入対象とするもの（ただし、研修者本人の希望により看護師臨床経験が2年未満であっても受入可能。）。

【共通】両テーマとも、本事業で作成・開発した教材やコンテンツ等について他大学等への普及を図るもの。

(2) 選定件数

【テーマ1】 1件程度

【テーマ2】 1件程度

ただし、申請の状況等により予算の範囲内で調整を行うことがあります。

(3) 補助期間

最大3年間。ただし、国の財政事情等によりこれを必ず保証するものではなく、毎年度の評価等結果にもよります。

(4) プログラムの規模

補助金基準額 : 【テーマ1】 10,000 千円（初年度・年間）

【テーマ2】 10,000 千円（初年度・年間）

- ① プログラムの審査に当たり、計上している額の多寡のみで優劣が生じることはありません。
- ② プログラムの規模や費用対効果等を勘案し、補助金基準額の範囲内で真に必要な額を計上してください。経費の妥当性、不可欠性も審査の対象となります。そのため、明らかに過大、不必要な経費を計上している場合は評価に影響することになります。
- ③ プログラムの総事業費が補助金基準額を超える場合、補助金基準額との差額は自己負担となります。
- ④ 次年度以降の補助金基準額については、予算の範囲内で調整する場合があります。
- ⑤ 補助期間終了後の継続的なプログラム実施を図る観点から、補助期間中の自己負担比率をどのように高めていくか等を明確にしてください。

### 3. 申請資格・要件等

#### (1) 申請者等

##### ① 対象機関

【テーマ1】看護師養成課程を置く国公立大学<sup>3</sup>を対象とします。

【テーマ2】附属病院を置く国公立大学<sup>3</sup>のうち、申請時点で集中治療領域又は救急領域パッケージに係る特定行為区分の指定研修機関である大学、又は事業期間内に当該区分の指定研修機関となる予定である大学を対象とします。

##### ② 事業者・申請者

事業者は設置者、申請者は学長とし、事業への申請は、文部科学大臣宛に行うこととします。複数大学が参加して実施するプログラム（以下、「連携プログラム」という。）の場合は、主となる1つの機関が代表校として申請することとします。

##### ③ 申請単位

申請は、大学（大学院、短期大学を含む。以下「大学」という。）を単位とします。それ以外の単位（学部、学科、研究科、専攻、専攻課程）で申請することはできません。

##### ④ 事業責任者

プログラムの実現に中心的役割を果たすとともに、責任を持つ事業責任者を選任してください。なお、事業責任者は大学に所属する常勤の役員又は教員とします。

#### (2) 申請可能件数

一つの大学が申請できる件数は【テーマ1】【テーマ2】毎に、代表校として1件、連携校（連携プログラムを実施する代表校以外の大学）として1件までとします。

#### (3) 申請資格

以下のいずれかに該当する大学は、事業に申請できません。代表校のみならず、連携校も対象となります。

（組織運営関係）

i) 学生募集停止中の大学

ii) 学校教育法第109条の規定に基づき文部科学大臣の認証を受けた者による直近の評価の結果、「不適合」の判定を受けている大学

---

<sup>3</sup> 学校教育法第2条第2項に規定する国立学校、公立学校及び私立学校（学校法人が設置する学校に限る。）。

- iii) 次に掲げる表において、令和6年度のものを含む直近の修業年限期間中、連続して下段の收容定員充足率を満たしていない大学

区分	学士課程 (全学部)
收容定員 充足率	70%

- iv) 「私立大学等経常費補助金」において、定員の充足状況に係る基準以外の事由により、前年度に不交付又は減額の措置を受けた大学
- v) 再推費における事業のうち令和5年度実施の事後評価において、「事業目的が達成できなかった」等の最も低い評価を受けた大学（対象事業は別添2のとおり。）
- vi) 再推費における事業のうち令和5年度実施の中間評価において、「中止することが必要」等の最も低い評価を受けた大学（対象事業は別添2のとおり。）

(設置関係)

- vii) 設置計画履行状況等調査において、「指摘事項（法令違反）」が付されている大学
- viii) 大学、短期大学及び高等専門学校を設置等に係る認可の基準（平成15年文部科学省告示第45号）第2条第1号若しくは第2号のいずれかに該当する者が設置する大学
- ix) 全学の收容定員充足率（設置する学部の在籍者数の和／設置する学部の收容定員の和）が、下記の表1に掲げる令和6年度の收容定員充足率の基準を満たしていない大学（表1における区分「学部規模（入学定員）」は、「学部規模（設置する学部の平均入学定員）」と読み替える）
- x) 設置する学部のうち、下記の表1に掲げる令和6年度の收容定員充足率の基準を満たしていないものが申請事業の取組対象である大学
- ※ix)及びx)については、従前の取扱いで要件を満たしていることをもって、今回の申請要件を満たすことができるものとする。（なお、本取扱いは令和6年度限りとし、令和7年度以降の措置は行わない。）

(表 1)

区分	大学				
大学規模 (収容定員)	-	4,000人以上			4,000人 未満
学部規模 (入学定員)	-	300人 以上	100人 以上 300人 未満	100人 未満	
令和6年度 収容定員 充足率	0.5を上回 る	1.05倍 未満	1.10倍 未満	1.15倍 未満※	1.15倍 未満

※大学規模（収容定員）が 8,000 人以上の場合は「1.15 倍未満」を「1.10 倍未満」と読み替える。

#### (4) 申請要件

事業への申請を希望する大学は、以下に掲げる内容を、全学（※）において、令和8年3月までに確実に達成することが申請の要件となります。

※ i については専攻科、別科、研究所、センター等を、ii～viについては大学院、専攻科、別科、研究所、センター等を除く。

なお、申請の要件は申請時においても達成状況を確認するほか、上記の時期に達成していないことが確認された場合は、以降の補助金を減額または打ち切るとともに大学名を公表することがあります。

##### (教育改革関係)

- i) ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーが各学部学科等のカリキュラム編成等に反映されているとともに、それらに基づき教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みを構築していること。
- ii) 全授業科目において授業計画（シラバス）が作成され、かつその内容として科目の到達目標、授業形態、事前・事後学修の内容、成績評価の方法・基準が示されていること。
- iii) CAP 制<sup>4</sup>の採用など、全学生を対象として単位の過剰登録を防ぐための取組が行われていること（CAP 制を採用している場合は、その上限が適切に設定されていること）。ただし、短期大学を除く。
- iv) 教育を担当する全教員を対象として、教育技術向上や認識共有のためのファカルティ・ディベロップメント（FD）が実施されていること（各年度

<sup>4</sup> 単位の過剰登録を防ぐため、1年間あるいは1学期間に履修登録できる単位の上限を設ける制度。

中に教育を担当する全基幹教員（※）の4分の3以上が参加していること。）。

※従前の専任教員制度を適用する大学等においては専任教員をいう。

- v) 成績評価において、GPA 制度<sup>5</sup>などの客観的な指標を設け、個別の学修指導などに活用していること。ただし、短期大学を除く。
- vi) 文部科学省が通知する「大学入学者選抜実施要項」に規定する試験期日等や募集人員の適切な設定（推薦入試における募集人員の割合の設定、2以上の入試方法により入学者選抜を実施する場合における入試方法の区分ごとの募集人員等の明記等）を遵守していること。

（設置関係）

- vii) 設置計画履行状況等調査の対象となっている大学において、「指摘事項（是正）」が付されている場合は、当該意見が付されていない状況となっていること。

#### 4. 申請書の作成

##### （1）申請書等

本公募要領の内容を十分に踏まえて所定の申請書等を作成してください。

##### （2）指標の設定

事業計画の策定に当たっては、現状分析に基づく定量的な数値目標や実施・達成時期を必ず設定してください。その際、以下に記載する必須指標を設定してください。その際、プログラムの選定校と非選定校との比較が可能な指標を含められないか検討の上、可能な限り設定してください。

【テーマ1】アウトプット：受入（履修）開始時期、受入（履修）目標人数  
アウトカム：指導的立場にある看護師数の増加

【テーマ2】アウトプット：受入開始時期、受入目標人数  
アウトカム：医療ひっ迫時における派遣要請に対応できる看護師数の増加

その他、計画に基づき必要な任意指標を適宜設定してください。

---

<sup>5</sup> Grade Point Average。授業科目ごとの成績をグレード・ポイント（GP）で評価し、その平均を算出して評価を行う制度。

### (3) 資金計画

- ① 再掲となりますが、プログラムの規模や費用対効果等を勘案し、補助事業上限額の範囲内で真に必要な額を計上してください。プログラムの審査に当たり、計上している額の多寡のみで優劣が生じることはありませんが、経費の妥当性や不可欠性も審査の対象となります。そのため、明らかに過大、不必要な経費を計上している場合は評価に影響することになります。
- ② 補助期間終了後の継続的な事業実施を図る観点から、補助期間中の自己負担比率をどのように高めていくか等を明確にしてください。
- ③ 選定されたプログラムが、文部科学省の大学改革推進等補助金、研究拠点形成費等補助金、国際化拠点整備事業費補助金、人材育成連携拠点形成費等補助金又は独立行政法人日本学術振興会の国際交流事業の補助金等による経費措置を受けている取組と内容が重複する場合、本事業の取組として経費措置を受けることができなくなります。他の経費措置を受けている取組との異同を十分整理した上で資金計画を策定してください。

### (4) その他

その他、申請書の作成に当たっては、国民への説明責任の観点から、プログラムにおける取組を、養成する人材像等に基づくアウトプット及びアウトカムに関する指標を設定しながら、具体的かつ明確に記載してください。また、プログラムによる取組のみならず、大学独自で実施する取組や補助期間終了後の取組等も含め、徹底した大学教育の改革と質的転換を図るための総合的かつ長期的な計画を策定してください。

## 5. 選定方法等

### (1) 審査手順

プログラムの選定のための審査は、文部科学省に設置する「ポストコロナ時代の医療人材養成拠点形成事業（看護師養成）推進委員会」（以下「プログラム委員会」という。）において行います。

審査は、提出された申請書等に対する「書面審査」と、「面接審査」の二段階で行います。プログラム委員会は、この審査を踏まえ決定される選定候補となったプログラムを文部科学省に推薦し、文部科学省はこの推薦を受け、選定プログラムを決定します。具体的な審査方法等については、『令和6年度「ポストコロナ時代の医療人材養成拠点形成事業（社会的な要請に対応できる看護師の養成）」審査要項』を参照してください。

なお、本年度の審査に係る面接審査は6月中旬頃に行う予定です。面接対象

となった大学には、プログラム委員会よりその旨を連絡します。事業責任者等においては、申請書等の内容について責任を持って対応できるようにしておいてください。

また、選定結果の通知は6月下旬頃に行う予定です。

## (2) プログラム委員会による意見

プログラムの選定に当たっては、プログラム委員会の審議等を踏まえ、留意事項としてプログラムの改善のための取組を求めるか、又は参考意見を付すことがあります。

## 6. プログラムの実施と評価等

### (1) 実施体制

- ① プログラムは、全学的な教育改革の一環として、学長のリーダーシップの下に実施するものとします。そのため、学内のガバナンス体制を確立し、学長はプログラム全体に責任を持つとともに、全学的な普及と成果の活用に努めるものとします。
- ② プログラムの実施状況については、定期的に自己点検・評価を行ってください。自己点検・評価に当たっては、評価指標の適切性や達成状況などを客観的に評価するため外部評価の仕組みを構築するなど、適切な体制を整備してください。

### (2) 評価等

- ① プログラムについては、毎年度のフォローアップ活動とプログラム委員会による事後評価を実施する予定です。
- ② フォローアップ活動の結果は、その翌年度の補助金の配分に勘案されることがあります。また、事業目的や目標の達成が困難又は不可能と判断した場合は、プログラムの中止も含めた計画の見直しを求めます。
- ③ フォローアップ活動及び中間評価においては、プログラム委員会の審議等を踏まえ、留意事項としてプログラムの改善のための取組を求めるか、又は参考意見を付すことがあります。5.(2)に掲げた選定審査時の留意事項又は参考意見と合わせ、これらへの対応状況もフォローアップ活動、事後評価の対象となります。
- ④ 事後評価の最新の結果は、評価年度の翌年度以降に公募する再推費の新たな事業の申請資格や選定審査に影響することがあります。

### (3) 成果の発信・普及

プログラムによる成果については、国民・社会に対する説明責任を果たす観点から、一般国民を対象とした成果発表会等において発表するとともに、大学等のウェブサイトにおいて公表してください。プログラムの中途段階においても、その実施状況等に係る積極的な情報発信を期待します。

## 7. 申請書等の提出

### (1) 提出方法

本事業への申請は、文部科学省への申請書類（電子ファイル）の提出が必要です。  
提出期限等は以下のとおりです。

○申請書類の提出期限：令和6年4月30日（火）【必着】

○提出書類：

1. 申請書（鑑・様式1～5）（Excelファイル）
2. 事業ポンチ絵（PowerPointファイル）
3. 「1. 申請書」及び「2. 事業ポンチ絵」の一括PDFファイル

※提出書類のファイル名は「00【〇〇大学】申請書（テーマ1）」又は「00【〇〇大学】申請書（テーマ2）」とすること。（ファイル名の「00」には公募要領【別紙】大学番号一覧の番号を記載してください。）

○提出方法

以下の「1. 提出書類アップロード用URL」にアクセスし、提出ファイルをアップロードすること。アップロードが完了した事を確認したら、「2. 申請連絡用URL」からその旨を回答すること。

1. 提出書類アップロード用URL

<https://mext.ent.box.com/f/f2f60ada1ca34c07bae003481873c3bc>

2. 申請連絡用URL

<https://forms.office.com/r/0fdxVSLeWz>

○収容定員調査票の提出期限：令和6年5月17日（金）【必着】

○提出書類

1. 収容定員調査票（Excelファイル）

※提出書類のファイル名は「00【〇〇大学】収容定員調査票」とすること。

○提出方法

以下の「1. 提出書類アップロード用URL」にアクセスし、提出ファイルをアップロードすること。アップロードが完了した事を確認したら、「2. 申請連絡用URL」からその旨を回答すること。

1. 提出書類アップロード用URL

<https://mext.ent.box.com/f/f2f60ada1ca34c07bae003481873c3bc>

2. 申請連絡用URL

<https://forms.office.com/r/0fdxVSLeWz>

※アップロードが完了した旨を回答したにもかかわらず、事務局で資料のアップロードが確認できなかった場合には、回答いただいた連絡先に御連絡します。

## (2) 留意事項

- ① 提出された申請書等については、本公募要領に従っていない場合や不備がある場合も、差し替えや訂正は原則として認められません。
- ② 申請書等において、著しい形式的な不備、審査における判断の根本に関わるような重大な誤りや虚偽の記載、記載漏れ等があった場合は、審査の対象外となります。また、虚偽の記載等が認められる場合、当該大学について、一定期間、再推費の事業への参画を制限します。
- ③ 提出された申請書等は返還いたしませんので、各大学において控えを保管してください。
- ④ 選定されたプログラムについては、別途、補助金交付手続に関する連絡をします。
- ⑤ プログラムの計画を記載した調書以外の申請書類は、文部科学省において審査等の資料として使用しますが、申請者の利益の維持、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の要請その他の観点から、審査以外の目的には使用せず、内容に関する秘密は厳守します。詳しくは文部科学省ウェブサイト ([https://www.mext.go.jp/b\\_menu/koukai/kojin.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/koukai/kojin.htm)) を参照してください。
- ⑥ 申請に関する問い合わせ等については、公募説明会時に受けた質問とあわせ、ウェブサイト等を通じて周知します。なお、公募及び審査期間中は、個別大学の構想に係る質問・相談等（手続き等にかかる質問等は除く）は受け付けることができません。

## 8. 補助金の交付等

### (1) 補助金の交付

- ① 選定されたプログラムにおいて、補助金の充当が適当と考えられる事項に対して、大学改革推進等補助金により、文部科学省から経費措置を行うこととしています。本事業において使用できる経費の種類は、原則として別添3に示すものとします。
- ② 毎年度、「大学改革推進等補助金交付要綱」（平成17年4月1日文部科学大臣決定）（以下、「交付要綱」という。）に基づき、プログラムの進捗状況及び経費の使用実績に関する報告書を作成し、文部科学省に提出してください。なお、提出された書類において、プログラム実施に不十分な部分が認められる場合、又は経費の使途に疑義がある場合には、文部科学省は事業責任者に対し、改善を求めることとします。

### (2) 補助金の執行に関する留意事項

補助金の交付を受けた場合、学長、事業担当者及び経理等を行う大学の事務

局は以下のことに留意してください。

① 補助金の執行及び管理

本補助金の財源は国費であるため、補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令等に基づいた適切な経理等を行わなければなりません。また、調書、交付申請書、報告書等の作成や提出は、学長のリーダーシップの下に行うようにしてください。

② 補助金の執行に係る事務

補助金の執行に係る事務を適切に遂行するため、大学の事務局が計画的に経費の管理を行うようにしてください。その際、プログラムの経理については、他の経理と明確に区分し、その収入及び支出の内容を記載した帳簿を備え、その収入及び支出に関する証拠書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を当該取組が完了した年度の翌年度から5年間保管してください（帳簿及び書類については、年度ごとに5年間保管するのではなく、補助期間（最大3年間）の全てについて、補助期間終了年度の翌年度から5年間保存してください。）。

なお、設備備品等を購入した場合は、それらが国から交付された補助金により購入されたものであることを踏まえ、補助期間中のみならず、補助期間終了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、効率的に運用してください。

③ プログラムが選定され補助金の交付が決定された場合においても、学校教育法等の法令に違反した場合は、交付決定の全部又は一部の取り消し又は変更の対象となることがあります。申請時においても、遵守すべき法令等に違反していないか十分に確認するようにしてください。

④ その他

その他法令等、国の定めるところにより、必要な責任を負うこととなります。

(3) 補助金における不正等への対応

不正等が発覚した場合、交付要綱及び「国公立大学を通じた大学改革の支援に関する補助金における不正等への対応方針」（平成26年4月1日高等教育局長決定）に基づき、以下の措置を講じます。

① 大学に対する措置

不正等があった補助金について、文部科学省は、大学に対し、事案に応じて、交付決定の取消し等を行い、補助金の一部又は全部の返還を求めます。

② 教員に対する措置

不正等があった補助金について、文部科学省は、不正等を行った教員等に対し、事案に応じて、補助金を交付しないこととします。

③ 事案の公表

不正等があった場合、当該不正事案の概要（大学名、不正等の内容、講じられた措置の内容等）について、原則として公表します。

④ 新たに公募する事業の選定時における確認

不正等があった場合、新たに公募する再推費事業のプログラムを選定する際に参考として活用します。

## 9. その他

### (1) 学生等の安全確保

プログラム選定後、事業の一環として学生等が学外で活動する場合は、安全確保に十分配慮してください。特に、学生が海外に渡航・滞在する場合は、昨今の海外情勢を踏まえ、プログラム申請時から外務省海外安全ウェブサイト等を参考に海外渡航先の危険情報に留意してください。

### (2) 安全保障貿易管理について

近年、安全保障に関連する機微技術の流出の懸念が増大する中、大学が国際的な人的交流や外国との共同研究等の国際化を一層進展するためには、法律で遵守が義務づけられている「輸出者等遵守基準」を遵守し、機微技術を一層適切に管理していくことが必要です。

安全保障貿易管理は、大学のコンプライアンス（法令遵守）の一部であり、法令に違反すればその大学も罰せられる可能性があることに留意しなければなりません。また、国際的な人的交流や共同研究等を行う際には、輸出管理の体制を整えていない場合、思わぬトラブルに巻き込まれる可能性があります。

特に、本事業への申請に当たり、留学生や外国人研究者等の参画、外国出張、国際学会への出席等が見込まれる場合には、学内の安全保障貿易管理体制が整備されていることを改めてご確認いただくようお願いします。

### (3) 研究インテグリティの確保

大学・研究機関等においては、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について（令和3年4月27日 統合イノベーション戦略推進会議決定）」を踏まえ、利益相反・責務相反をはじめ関係の規程及び管理体制を整備し、研究者及び大学・研究機関等における研究の健全性・公正性（研究インテグリティ）を自律的に確保して

いただくことが重要です。

かかる観点から、各機関の規程の整備状況及び情報の把握・管理の状況について、必要に応じて、申請時に各機関に照会を行うことがありますのでご承知おきください。

(参考)「大学及び公的研究機関における研究インテグリティの確保について(依頼)」(令和3年4月27日付け3文科科第70号)

[https://www.mext.go.jp/content/20230704-mxt\\_kagoku-000019002\\_3.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20230704-mxt_kagoku-000019002_3.pdf)

#### (4) プログラム情報の公表等

募集締切り後、申請大学名等を公表する予定です。また、選定された大学については、プログラムの概要等についても公表する予定です。

文部科学省において、事例集やパンフレットの作成、フォーラムの開催等の際し、選定された大学に対して協力を求めることを予定しています。その際、作成した事例集等に関する著作権は、文部科学省に帰属することになります。また、選定大学間の連携体制を構築するための連絡会を設置する予定です。

選定された大学は、補助期間終了後も、申請書、毎年度の取組状況及び成果等を各大学のウェブサイトで公表することとします。加えて、他の大学や学生を含め、広く情報提供するとともに、国内大学における社会的な要請に対応できる看護師の養成を先導する大学として情報発信に取り組み、医療的ケア児が学びやすい環境の構築や重症患者が安心して診療を受けられる環境の構築に向けて積極的に取り組んでいただくこととします。

#### (5) その他

本事業の公募は、令和6年度予算の成立を前提としているため、成立しなければ失効することとなります。

### 10. 問合せ先等

#### (1) 問合せ先

〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2

文部科学省高等教育局医学教育課「ポストコロナ時代の医療人材養成拠点形成事業(社会的な要請に対応できる看護師の養成)担当」

電話番号：03-5253-4111(内線 2508、2578)

#### (2) スケジュール

公募説明会 令和6年3月28日(木)

公募締切 令和6年4月30日(火)

面接審査	令和6年6月中旬頃
選定結果通知	令和6年6月下旬頃
交付内定	令和6年7月頃（予定）
（事業開始）	

(別添1：事業一覧)

国公立大学を通じた大学教育再生の戦略的推進  
—大学教育再生戦略推進費—

令和6年度予算額(案) 122億円

- Society5.0の実現及びポストコロナ期における高度専門人材の育成
    - 地域活性化人材育成事業 ～SPARC～ 9億円
    - デジタルと掛けるダブルメジャー大学院教育構築事業 5億円
  
  - 革新的・先導的教育研究プログラム開発やシステム改革の推進等
    - 卓越大学院プログラム 36億円
    - 知識集約型社会を支える人材育成事業 2億円
    - 人文・社会科学系ネットワーク型大学院構築事業 4億円
    - 大学による地方創生人材教育プログラム構築事業 1億円
  
  - 大学教育のグローバル展開力の強化
    - 大学の国際化によるソーシャルインパクト創出支援事業 18億円
    - 大学の世界展開力強化事業 13億円
      - － アフリカ諸国との大学間交流形成支援 (1億円)
      - － アジア高等教育共同体(仮称)形成促進 (2億円)
      - － インド太平洋地域等との大学間交流形成支援 (3億円)
      - － 米国等との大学間交流形成支援 (5億円)
      - － EU諸国等との大学間交流形成支援 (2億円)
  
  - 先進的で高度な医療を支える人材養成の推進
    - 高度医療人材養成拠点形成事業 21億円  
(高度な臨床・研究能力を有する医師養成促進支援)
    - 次世代のがんプロフェッショナル養成プラン 9億円
    - ポストコロナ時代の医療人材養成拠点形成事業 5億円
- ※補助金事業のみを記載。

(別添 2 : 申請制限対象事業)

- 令和 5 年度に実施した事後評価の結果により、令和 6 年度に公募する事業に申請できない条件の対象となる事業

選定年度	事業名称
平成 30 年度	大学の世界展開力強化事業 (COIL 型教育 (米国・ASEAN 等))
平成 30 年度	Society5.0 に対応した高度技術人材育成事業 (超スマート社会の実現に向けたデータサイエンティスト育成事業)
平成 30 年度	大学・大学院及び附属病院における人材養成機能強化事業 (課題解決型高度医療人材養成プログラム) テーマ①：精神関連領域 テーマ②：医療チームによる災害支援領域

- 令和 5 年度に実施した中間評価の結果により、令和 6 年度に公募する事業に申請できない条件の対象となる事業

選定年度	事業名称
令和 2 年度	卓越大学院プログラム
令和 3 年度	大学の世界展開力事業 (アジア高等教育共同体 (仮称) 形成支援)
令和 3 年度	大学・大学院及び附属病院における人材養成機能強化事業 (基礎研究医養成活性化プログラム)

### (別添3：経費の使途可能範囲)

プログラムの補助対象経費として支出が可能な経費は以下のとおりです。プログラムの趣旨・目的に沿って経費を使用するよう留意してください。また申請に当たっては、経費の使途の有効性を十分に検討し、事業計画に見合い、かつ、補助期間終了後も取組が継続できるよう、補助期間における適切な規模の所要経費を算出してください。

シンポジウムのための費用、広告費及び旅費等が、事業目的に照らして過大とならないよう特に注意してください。

経費は、別に通知する交付要綱、取扱要領等にしがって適切に管理してください。

#### 【物品費】

##### ①「設備備品費」

プログラムを遂行するために直接必要な設備備品の購入、製造、据付等の経費に使用できません。例えば、遠隔教育のための情報機器の購入及び据付に係る経費が挙げられます。なお、設備備品と消耗品の区別については、補助事業者の規程等に基づき行ってください。また、設備備品の購入等に際しては、本プログラムの遂行に真に必要な場合に限るなど特に留意してください。また、建物等施設の建設、不動産取得に関する経費については使用することができません。

本費目は、原則として補助対象経費の総額の70パーセントを超えないでください。

##### ②「消耗品費」

プログラムを遂行するために真に必要な教育活動用又は事務用の消耗品の経費に使用できません。例えば、ソフトウェア、図書・書籍（学生の教科書など学生が負担すべき費用については、補助の対象となりません。）、事務用品等が挙げられます。

#### 【人件費・謝金】

##### ①「人件費」

プログラムを遂行するに当たり直接従事することとなる者の人件費に使用することができます。例えば、プログラムにおいて実施する教育カリキュラム・教育課程の改革を担当する教員や大学とステークホルダー等をつなぐコーディネーター等の人件費が挙げられます。なお、人件費の算定に当たっては、補助事業者の給与規程等に従ってください。

##### ②「謝金」

プログラムを遂行するために真に必要な、専門的知識の提供、情報収集、資料整理等について協力を得た人に対する謝礼に要する経費に使用できます。例えば、学生のTAへの採用、講演等のために招聘した学識者に対する謝金（事業目的に応じて記載）等が挙げられます。なお、謝金の算定は、補助事業者の規程等に従ってください。

#### 【旅費】

プログラムを遂行するために真に必要な国内旅費、外国旅費、外国人招聘旅費等に使用できます。執行に当たっては必要人数を十分精査してください。特に外国旅費の執行に当たっては、その必要性に十分に注意してください。なお、旅費の算定は、補助事業者の規程等に従ってください。

#### 【その他】

##### ①「外注費」

プログラムを遂行するために真に必要な外注にかかる経費に使用できます。例えば、設備・備品の操作・保守・修理（原則としてプログラムで購入した備品の法定点検、定期点検、日常のメンテナンスによる機能の維持管理、原状の回復等を行うことを含む。）等の業務請負、通訳・翻訳・校正（校閲）・アンケート調査等の業務請負が挙げられます。なお、本費目は請負契約によるものに限り、委任契約によるものは下記⑥「その他（諸経費）」の委託費として計上してください。

##### ②「印刷製本費」

プログラムを遂行するために真に必要な資料等の印刷、製本に要した経費に使用できます。例えば、会議資料、報告書、テキスト、パンフレット等の印刷製本に要した経費が挙げられます。

##### ③「会議費」

プログラムを遂行するために真に必要な会議・シンポジウム・セミナー等の開催に要した経費に使用できます。例えば、会場借料、国際会議の通訳料、外部者が参加する会議・レセプションに伴う飲食代（酒類は除く。）などが挙げられます。

##### ④「通信運搬費」

プログラムを遂行するために真に必要な物品の運搬、データの送受信等の通信・電話料等の経費に使用できます。例えば、郵便、電話、データ通信、物品運搬等の通信、運搬に要する経費が挙げられます。

##### ⑤「光熱水料」

プログラムを遂行するために直接必要な電気、ガス、水道等の経費に使用でき

ます。なお、プログラムに係る使用量が特定できる必要があります。

⑥「その他（諸経費）」

上記の各項目以外に、プログラムを遂行するために直接必要な経費として、例えば、物品等の借損及び使用にかかる経費、施設・設備使用料、広報費、振込手数料、データ・権利等使用料（ソフトウェアのライセンス使用料等）、委託費等に使用できます。

また、他の大学の機関、教員等と協力する取組について、委託費として当該機関等で経費を使用することができます。

なお、プログラムの遂行に直接関係のない経費（酒類や後援者の慰労会、懇親会等経費、プログラムの遂行中に発生した事故、災害の処理のための経費等）には使用することはできません。

外注費、委託費については、プログラムの根幹をなす業務については使用できません。委託費について、プログラムを遂行する上で必要となる補完的な定型業務である場合、当該業務を委託（委任契約によるものに限る。）することができます。なお、委託費は、原則として補助対象経費の総額の 50 パーセントを超えないでください。

**令和 6 年度 大学教育再生戦略推進費**  
**「ポストコロナ時代の医療人材養成拠点形成事業**  
**（社会的な要請に対応できる看護師の養成）」**  
**審査要項**

**1. 審査体制**

**(1) プログラム委員会**

- 「ポストコロナ時代の医療人材養成拠点形成事業（看護師養成）推進委員会」（以下、「プログラム委員会」という。）が審査のうえ決定した選定候補を文部科学省に推薦し、文部科学省が選定事業を決定する。
- プログラム委員会では、事業の実現可能性、大学教育改革を推進する上でのマネジメント性及び地域・社会との連携等、幅広い視点で総合的な見地から先駆的な事業の選定・評価を審議する。
- プログラム委員会に、専門事項を調査審議させるため専門委員を置くことができるものとする。

**(2) 委員**

- プログラム委員会委員及び専門委員（以下、「委員等」という。）の氏名は、選定後に公表する。
- 委員等は、審査の過程で知り得た個人情報及び申請大学の審査内容に係る情報については、外部に漏らしてはならない。
- 委員等は、申請のあった大学（連携校も含む）から何らかの不公正な働きかけがあった場合には必ず事務局へ申し出なければならない。

**(3) 利害関係の報告・排除**

- 委員等は、審査開始までに、利害関係がある場合は、書面で事務局に提出しなければならない。そして、利害関係を有している場合は、以下に従って処理しなければならない。
  - ① 申請大学（連携校も含む）との関係が「利害関係者の範囲」に該当する場合、委員等は利害関係を有している申請大学（連携校も含む）の審査から外れなければならない。

利害関係者の範囲は次のように定める。

    - ア. 過去 3 年以内に専任又は兼任として在籍した場合
    - イ. 過去 3 年以内に学外委員等で大学の運営に関わる職に就任した場合
    - ウ. 申請のあった事業に何らかの形で委員等が参画する場合
    - エ. その他、中立、公正に審査を行うことが困難であると判断される場合
  - ② それ以外の関係性を有している場合  
委員等は、「利害関係者の範囲」に該当していなくても、申請大学（連携校も含む）との間に社会通念上疑義を生じさせる関係性（※）を有している場合も、その審査から外れなければならない。

※例えば、委員等自身が事業責任者や事業の実施担当者との関係において、次に

掲げるものに該当すると自ら判断する場合

- ・親族若しくはそれと同等の親密な個人的関係
- ・緊密な共同研究を行う関係
- ・密接な師弟関係若しくは直接的な雇用関係 等

#### (4) 委員等の再選定

- 委員等が審査から外れることによって2名以下で審査しなければならない場合は、審査の公正性が担保できないことから、委員等の再選定を行う。

## 2. 審査手順

### (1) 書面審査

- 書面審査は、各大学から提出された申請書をもとに、委員等が分担して行う。なお、客観性や公平性、多面性を確保するため、書面審査は1事業につき複数名（3名程度）で行う。
- 書面審査では、「審査の観点」及びプログラム委員会が別に定める評価方法等に基づいて評価書を作成する。

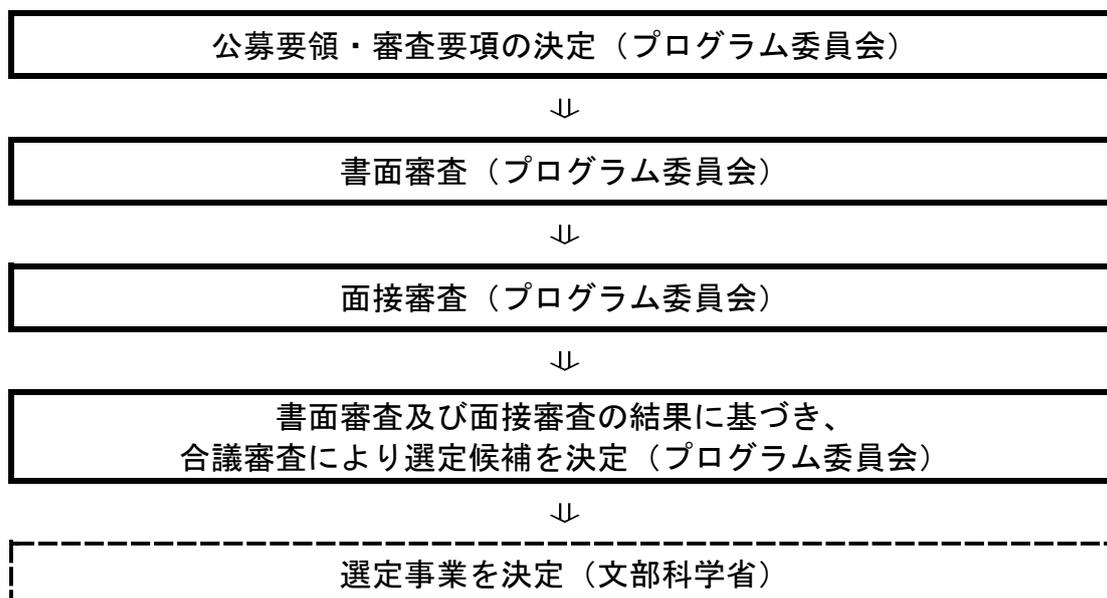
### (2) 面接審査

- 面接審査は、書面審査の結果を踏まえ、プログラム委員会が別に定める方法により実施する。

### (3) 合議審査

- プログラム委員会は、書面審査結果及び面接審査結果を参考に、合議審査により、文部科学省に推薦する選定候補を決定する。
- 選定にあたっては、設置主体（国公立）のバランスを考慮する場合がある。

### <審査の流れ（イメージ）>



## 審査の観点

### 1. 事業の構想

事業の構想が優れているかどうかについて審査します。構想が十分に練られていないと思われる事業は、下記2. 事業の実現可能性に関わらず選定されません。

#### (1) 全体構想の優秀性

##### ①事業の概要等 → 【様式1】の1(1)①、②、③

- 本事業の趣旨・目的である社会的な要請に対応できる看護師の養成につながる取組となっているか。
- 問題意識や課題が明確に抽出されており、自大学における強みや特色を活かした解決方法が適切で優れているか。
- 人材養成像が本事業の趣旨・目的に合致しており、かつ明確でわかりやすいか。
- 教育プログラムの内容が、本事業の趣旨に沿った人材の養成に効果的なものとなっているか。
- 教育プログラムの修了要件や評価方法が具体的で、養成した人材の研修期間終了後の活躍が期待できるか。
- 【テーマ1】自治体や医療的ケア児支援センター、特別支援学校等との連携が事業にとってどのような役割を持つか整理され、連携による効果が期待できるか。
- 【テーマ2】都道府県を超えた緊急派遣に対応できる体制が構築されているか。
- 【テーマ2】複数の大学や医療機関等と連携して教育プログラムを構築する取組や、他の医療機関等からも研修生の受入を行う取組である場合には、その目的や役割分担（各機関の強み）が明確である場合には評価する。

##### ②新規性・先進性 → 【様式1】の1(1)④

- 事業の全体構想は新規性・先進性が高いか。（従来と異なる新たな研修スキームの導入、大学の特色を活かした人材養成システムの導入 等）

##### ③達成目標・アウトプット・アウトカム（評価指標） → 【様式1】の1(2)

- 達成目標は事業の成果としてふさわしい目標が設定されているか。（著しく低い達成目標が設定されていないか。）
- アウトプット・アウトカムとその評価指標は明確で、妥当なものが設定されているか。（様式中に予め設けている評価指標が設定されているか。）

### 2. 事業の実現可能性

事業の構想を実現できる体制や計画となっているかどうかについて審査します。

#### (1) 運営体制の妥当性

##### ①事業実施体制 → 【様式1】の2(1)①、【様式2】

- 事業の実現に向けた実施体制が整備されているか（学長又は学部長等をトップに学部・大学病院・関連組織が密接に連携した体制、事業開始に向けた準備状況、

等)。

②評価体制 → 【様式1】の2(1)②

- 外部評価等によって事業を客観的に評価することにより、発展的な見直しが行われる体制となっているか。

(2) 取組の継続・事業成果の普及に関する構想等の妥当性

①取組の継続に関する構想 → 【様式1】の2(2)①

- 補助期間終了後の事業の継続に関する運営予算面を含めた具体的な構想が示されており、事業の継続が期待できるか。

②事業成果の普及に関する計画 → 【様式1】の2(2)②

- 事業により作成・開発したコンテンツや事業で構築したノウハウ等を他の大学等に普及させるための取組(情報発信等)が計画されており、効果が期待できるか。

**3. 実施計画**

事業の実施について具体的かつ適切な計画が立てられているかについて審査します。

年度別の計画や補助金申請予定額の積算内訳等、実施計画等の妥当性

→ 【様式1】の3(1)、(2)、【様式3】

- 実施計画が具体的で、事業の構想との整合性が図られており、妥当であるか。
- 申請経費の内容が、実施計画に照らして妥当かつ効果的であり、無駄がないか。

令和6年度大学教育再生戦略推進費  
「ポストコロナ時代の医療人材養成拠点形成事業」Q&A

## 1. 申請について

Q1-1 どのような学校が申請できるのか。

A テーマ1は国公立大学のうち看護師養成課程を置く大学（短期大学含む）です。テーマ2は附属病院（医系・歯系・その他含む）を置く国公立大学のうち、申請時点で集中治療領域又は救急領域パッケージに係る特定行為区分の指定研修機関になっている、又は事業期間内に当該区分の指定研修機関となる予定の大学です。テーマ1とテーマ2の両方に申請することも可能です。いずれも、申請者（代表校の学長）から文部科学大臣宛に申請を行ってください。

Q1-2 「事業責任者」を学長とすることはできるのか。

A 事業責任者は実質的な事業統括者であるため、学長がそれを担うことは難しいと考えます。

Q1-3 「事業責任者」は、今後採用予定の者でも良いのか。

A 事業責任者は、申請の時点で当該大学の常勤の役員又は教員である必要があります。

Q1-4 「事業責任者」は途中で交代することは可能か。

A 引き続き事業を適切に推進することができるのであれば、途中で交代しても構いません。

Q1-5 他の補助金にも申請する予定であるが、本公募テーマへの申請が制限されるのか。

A 他の補助事業への申請によって、本事業への申請が制限されることはありません。ただし、両方で採択された場合、事業内容に重複があると本事業として経費措置を受けることができなくなりますので、申請に際して、他の経費措置を行っている事業との区分・相違などを十分整理した上で、本事業に申請してください。

Q1-6 過去に「国公立を通じた大学教育改革支援プログラム（大学改革推進等補助金等）」で選定された補助期間が終了した取組と同一又は類似の取組を申請することは可能か。

A 同一又は類似の取組を申請することはできませんが、本事業の趣旨・目的等を踏まえ、取組内容を更に発展・充実させ、新たな体制を構築する事業であれば申請可能です。

Q1-7 申請を行うに当たり、連携校がある場合、申請書の提出は、どこの大学が行えば良いのか。

A 申請書は申請担当大学が連携校を含む全大学分をとりまとめて作成してください。なお、様式5は大学ごとに作成の上、申請担当大学がまとめて提出してください。

Q1-8 申請書の作成に当たり、コンサルタント等の外部者の協力を得て良いか。

A 関係者の意見を得ることは構いませんが、コンサルタント等の協力を得て申請書の大部分を作成することは望ましくありません。大学改革は、各高等教育機関において自ら取り組まなければならないものであることを認識の上、各大学において責任を持って作成してください。

Q1-9 申請書はカラー・モノクロどちらがよいか。

A 特に指定はありません。申請書が見やすいものとなるようご留意願います。

Q1-10 様式の改変はできないのか。

A 指定した様式で記入してください。なお、行数の増減に係る行の高さの調整は可能です。(横幅は変えないでください。)

Q1-11 参考となるデータや図表は、申請書(様式)の各欄に記入してもよいか。

A 参考となるデータや図表は、ポンチ絵に挿入してください。なお、指定外の資料は添付しないでください。公平性を確保するため、指定外の資料を添付した場合は、分量を問わず、審査対象外とします。

Q1-12 申請書を送付した後、不備が見つかった場合に差し替えは可能か。

A 一旦提出された申請書の差し替えや訂正は認めません。

## 2. 申請資格・申請要件について

Q2-1 申請要件は全て達成する必要があるのか。

A 全ての要件について、令和8年3月(事業2年目の年度末)までに達成する必要があります。

Q2-2 申請要件が達成できなかった場合、ペナルティーはあるのか。

A 申請要件の達成状況は厳格に確認します。万一令和8年3月までに達成されない場合は、以後の補助金について減額又は取消を行うとともに、大学名を公表することがあります。

Q2-3 申請に当たって、申請担当大学(代表校)及び連携校の双方が申請資格と申請要件を満たす必要があるのか。

A 代表校及び全ての連携校が申請資格と申請要件を満たすことが必要です。

Q2-4 申請資格のうち、「私立大学等経常費補助金」において、前年度に不交付又は減額の措置の範囲はどこまでか。

A 文部科学省が定める「私立大学等経常費補助金取扱要領」の第3条第1項に該当し、令和5年度に不交付又は減額の措置を受けた学校法人が対象となります。

Q2-5 本事業における申請資格及び申請要件は、本事業以外の他の再推費の令和6年度新規事業にも同様に適用されるのか。

A 大学教育再生戦略推進費(以下、再推費という。)の申請に当たっては、教育改革を推進するために必要な教育体制・組織運営の水準を確保する観点から、申請資格及び申請要件を設定しています。そのため、原則として、本事業における申請資格や申請要件は、他の再推費の令和6年度新規事業にも同様に適用されます。

なお、各事業の詳細については、公表後の各事業の公募要領を御確認ください。

Q2-6 公募要領に定める申請資格のうち、ix) 及びx) については、「従前の取扱いで要件を満たしていることをもって、今回の申請要件を満たすことができるものとする。」とあるが、どのような意味か。

A 「新たな時代を見据えた質保証システムの改善・充実について」(審議まとめ)(令和4年3月18日 中央教育審議会大学分科会質保証システム部会)において示された定員管理に

関する方向性を踏まえ、大学教育再生戦略推進費に係る申請資格を、従来の入学定員超過率から、令和5年度より収容定員充足率の基準を満たしているか確認することに改めています。  
([https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1411360\\_00012.html](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1411360_00012.html))

ただし、本事業においては、仮に収容定員充足率の基準を満たしていない場合であっても、従前の取扱いである入学定員超過率の基準を満たしていれば、申請資格を満たしているものと扱います。

「従前の取扱い」による場合には、公募要領に定める申請資格のうち、ix) 及び x) について、以下のとおり読み替えを行ってください。

- ・「収容定員充足率」については、「入学定員超過率」に読み替える。
- ・「設置する学部の在籍者数の和」については、「設置する学部の入学者数の和」に読み替える。
- ・「設置する学部の収容定員の和」については、「設置する学部の入学定員の和」に読み替える。
- ・「令和6年度の収容定員充足率の基準」については、「令和3年度から令和6年度の平均入学定員超過率又は令和6年度の入学定員超過率の基準」に読み替える。

なお、「従前の取扱い」にあつては、「表1」における「0.5 を上回る」の基準はございません。また、以下の注釈が追加されます。

※「令和5年度大学入学者選抜実施要項」第14(2)①に記載する、追試験等の設定や追加の受験料を徴収せずに別日程への振替(以下「追試験等」という。)を行った場合には、令和5年度の入学者のうち追試験等に合格し入学した者については、本表の入学定員超過率の算定における入学者数には含めない。

Q2-7 公募要領に定める申請資格のうち、iii)、ix) 及び x) について、令和6年度の数字が確定していないが、申請資格を満たしているかどうか、どのように判断すべきか。

A 本事業の公募の締切が令和6年4月30日(火)であることから、申請時点では、令和6年度の数字が確定していないため、申請書「【様式4】申請資格の適合状況」では、申請時点の最新版の数字で申請資格を確認のうえ、該当の有無を選択してください。

「収容定員調査票」については、各年度(令和6年度を含む。)の5月1日時点の数字を記入し、令和6年5月17日(金)までに提出してください。仮に、「収容定員調査票」と、先に提出した申請書「【様式4】申請資格の適合状況」の内容との間で齟齬が生じる場合には、申請書「【様式4】申請資格の適合状況」のみ、差替版の提出を認めます。

なお、「収容定員調査票」及び申請書「【様式4】申請資格の適合状況」により、申請資格を満たさないことが明らかとなった場合には、申請を取り下げいただくこととなります。

### 3. 事業要件について

#### <テーマ1について>

Q3-1 テーマ1において、看護師(保健師・助産師含む)以外を対象者として含むことが可能か。

A ①の取組において、通常の医療的ケアの実施等のみならず、外部関係機関との連絡調整や医療的ケアに関する教職員からの相談等の実施ができる看護師の養成を想定しているため、看護師の養成を必須としますが、他職種の方が教育プログラムの対象者となることを妨げるものではありません。

Q3-2 公募要領「2. プログラムについて」(1)申請対象のテーマ1①、②に記載された取組は全て実施しなければならないのか。

A ①②双方の取組を必ず実施していただく必要があります。

Q3-3 自治体や医療的ケア児支援センターとの連携は必須なのか。

A 地域から求められる指導的立場等の看護師に求められる人材像に応じて教育プログラムを構築いただくために、自治体や医療的ケア児支援センター等各地域の実情に応じた適切な連携体制を計画してください。

Q3-4 医療的ケア児支援を含む実習について、変更承認申請は必須となるのか。

A 必修科目や選択科目として新たに科目を追加する場合は変更承認申請（教育課程の変更）が必要となります。なお、既存の実習の一部として組み込む場合において、科目全体としての教育内容に変更がないと判断される場合は、変更承認申請は不要です。（科目全体としての教育内容に変更がある場合は、変更承認申請（科目の内容変更）が必要となります。）また、新たに特別支援学校等を実習施設として使用する場合は、変更承認申請（実習施設）が必要となります。

Q3-5 複数の看護系学部を持つ場合に、別々に申請が可能か。

A 1大学に複数の看護系学部を持つ場合も、申請は1大学につき代表校として1件、連携校として1件までとなります。（同大学の中で複数の看護系学部が連携したプログラムを作成し、1大学として申請いただくことは可能です）

## <テーマ2について>

Q3-6 対象機関にある「集中治療領域又は救急領域パッケージに係る特定行為区分の指定研修機関（又は指定研修機関となる予定）であること」とは具体的にどの区分の指定研修機関である必要があるのか。

A 以下のいずれかの特定行為区分の指定研修機関（又は指定研修機関となる予定）である必要があります。

集中治療領域：呼吸器（気道確保に係るもの）関連、呼吸器（人工呼吸療法に係るもの）関連、循環器関連、栄養に係るカテーテル管理（中心静脈カテーテル管理）関連、動脈血液ガス分析関連、循環動態に係る薬剤投与関連

救急領域：呼吸器（気道確保に係るもの）関連、呼吸器（人工呼吸療法に係るもの）関連、動脈血液ガス分析関連、栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連、精神及び神経症状に係る薬剤投与関連

Q3-7 長期のOJT（On-the-Job Training）とはどのくらいの期間を想定しているのか。

A 本事業では、クリティカルケア領域（集中治療・救急部門等）における研修期間を半年～1年に設定していただきますが、その中で、各大学において必要と考えられるOJTの期間を設定してください。

Q3-8 代表校又は連携校以外の医療機関から研修生を受け入れることは可能か。

A テーマ2では、医療ひっ迫時における派遣要請に対応できる看護師数が増加することを目指しているため、自大学のみならず、他の大学病院や地域の医療機関に勤務する看護師の方が教育プログラムの対象者となることは可能です。

Q3-9 代表校や連携校以外の医療機関等でOJTを実施することは可能か。

A 本事業では高度急性期機能を担う大学病院におけるOJTを想定しているため、大学病院で実施するOJTと同レベルの実施体制と教育内容を担保することが可能である場合には、代表校や連携校以外の医療機関等でOJTを実施することを妨げません。

Q3-10 本事業のアウトプット・アウトカム（任意指標）として、特定行為研修に関する目標を設定することは可能か。

A 可能です。

本事業では、テーマに関わらず事業全体を通じ、特定行為研修修了者の増加に寄与することや、将来的に、専門看護師や認定看護師、学会の認証看護師等を目指す看護師の増加につながることを期待しています。

#### 4. 補助期間・事業規模について

Q4-1 事業全体の補助期間は決まっているのか。

A 補助期間は、最大3年間を予定しています。（但し、国の財政事情等によりこれを必ず保証するものではありません。）

Q4-2 公募要領に記載の補助金基準額は、補助期間を通じて措置されるのか。

A 次年度以降の本事業全体の予算額については、最終的には、予算編成及び国会での議決を経て、決定されることとなります。また、補助期間終了後も継続的かつ発展的に取組を実施していくことに留意し、妥当な経費を計上した上で、適切な資金計画を作成してください。

Q4-3 補助期間終了と同時に本取組を終了しても良いか。

A 補助期間終了後も継続的かつ発展的に取組を実施していただくことが補助の条件となります。各大学は、補助期間終了後の継続性について十分に検討した上で申請してください。

Q4-4 「補助金申請予定額」や「自己負担予定額」はどのように記載するのか。

A 補助事業予定額が、補助金基準額を上回る場合は、補助金申請予定額欄に記載する金額は補助金基準額と同額とし、それを超えた部分の金額を自己負担予定額欄に記載してください。補助事業予定額が補助金基準額以内である場合は、補助事業予定額と補助金申請予定額は同額とし、自己負担予定額欄に「0」と記載してください。

Q4-5 申請に当たり、補助金基準額上限まで計上しなければならないのか。

A 補助期間の計画策定に当たり、予算計上については、実施する事業の規模や費用対効果等を勘案して、事業遂行に真に必要な金額を計上してください。なお、経費の妥当性、不可欠性も審査しており、明らかに過大、不必要な経費を計上することはこれに影響すると考えてください。申請に当たっては実勢価格等を踏まえ、経費の積算まで十分に検討し、選定となった後に大幅に積算内容を変更することがないようにしてください（選定時における委員会からの意見に対応するために積算を変更することは構いません）。また、人件費を積算する場合は、雇用可能性を十分に検討してください。

Q4-6 補助金基準額に対して、基準上限まで計上している事業と基準に満たない少額の事業では、審査において有利・不利があるのか。

A ありません。大学や事業の規模において、事業の実施に必要な経費を計上してください。なお、本補助金は税金が原資ですので、最小の費用で最大の効果が上がるよう、経費の積算を含む事業計画を策定してください。

Q4-7 補助金はどこの大学に交付されるのか。

A 補助金は申請担当大学（代表校）に交付します。連携校へは、交付申請書に基づき、代表校が分担金を配分してください。

## 5. 経費について

Q5-1 補助事業として実際に取組を開始し、経費を支出できるのはいつ頃からか。

A 補助事業の開始（補助金交付内定）は令和6年7月頃を予定しています。申請書には、令和6年7月以降に必要となる経費を計上してください。

Q5-2 選定された場合、交付内定以前に実施した取組について遡って経費を充当できるか。

A 交付内定後における事業の実施に必要な経費に対し支出されるものであり、内定前に遡って経費を充当することはできません。

Q5-3 補助金交付（内定）額は、どのように算定されるのか。

A 補助金の配分は、選定委員会における審査結果等を踏まえ、予算の範囲内で、各大学からの交付申請額に基づき、計画の内容、経費の妥当性等を勘案して、文部科学省において補助金交付（内定）額を決定します。

Q5-4 交付内定額に合わせる形で交付申請時に申請内容の変更は可能か。

A 交付内定の決定は、計画された内容に基づき行っているため、交付申請時に計画を変更することは原則として認められません。したがって、申請書は十分に具体的な計画を立てた上で提出してください。

Q5-5 「別添3：経費の使途可能範囲」でシンポジウムのための費用、広告費及び旅費等が、事業目的に照らして過大とならないよう特に注意することとあるが、この費目が指摘される理由は何か。

A シンポジウムのための費用、広告費については、事業そのものを推進するための経費ではなく、事業の成果等を公表・普及することが目的の経費です。よって、限られた予算を有効に活用するため、このような記載としています。よって、これと同趣旨の支出（複数のホームページの作成、同じ趣旨のパンフレットを複数大学で作成する等）も認められません。

Q5-6 「8. 補助金の交付等」で、補助金の充当が適当と考える事項とは具体的にどのようなことか。

A 補助金の充当が適当と考える事項とは、当該大学の規程等に照らし大学の経費として支出可能なものであることを前提に、本事業に申請した事業の実施に当たり大学が行う取組に直接必要な経費となります。学内規程等によらず、本事業に関わる事項についてのみ、特例的に支出を行うことは認められません。

Q5-7 事業責任者について、人件費を支出することは可能か。

A 事業責任者は、申請の時点で当該大学の常勤の役員又は教員である必要があるため、人件費を支出することはできません。

Q5-8 学生へ旅費を支給することは可能か。

A 本事業の補助対象経費となる旅費は、学生には使用できません。ただし交通費（実費）についてはバスの借上げなどにより、学内規程に沿って支出することは可能です。

なお、規程の新設・拡大解釈等により、取組に関わる学生にのみ特別に交通費を支出することはできません。

Q5-9 外部機関等との調整や教育プログラム・コースをコーディネートする専任教員を雇用することができるか。

A 可能です。ただし、本事業で雇用した教員は、本事業に専念していただく必要があります。

Q5-10 指導者の指導力育成のためのFD開催や、学会・講習会等の参加費用を本補助金から支出することは可能か。

A 可能です。ただし、本事業を実施するに当たり、例えば、本事業の取組を広く発表するための学会・講習会等の参加費用、又は、新たに知識等を習得するための学会・講習会参加の参加費用等に限られます。したがって、事業実施前から定期的開催・参加している学会・講習会等に対する支出は対象外となります。

Q5-11 会議や講習会等に係る飲食代を支出する際に注意すべき点はあるか。

A 外部者（代表校と連携校の教職員以外の者）が参加する会議等における必要最低限の飲食（アルコールは除く）に係る経費であるため、一般参加者や学生、研修医、受講生への提供、また、代表校と連携校の教職員のみが出席する会議等への提供にかかる支出は認められません。

さらに、外部者が参加する場合であっても、会議等として位置付けられていない単なる打ち合わせ等に係る飲食は認められません。

Q5-12 経費の使用で注意すべきことはあるか。

A 本補助金が税金を原資としていることに鑑み、社会一般的にみても適切でない経費や本来大学が負担すべきでない経費に使用することはできません。不適切な経費については返還していただくとともに、経費の使用に問題が多いと判断される場合は、大幅な補助金の減額又は補助金の取消等を行います。

例えば、以下のようなものは本補助金で使用すべきではないと考えられます。

- 学内の規程等に基づいていないもの（本事業のみ特別な扱いをすることは認められません）
- テレビゲーム機、キッチン用品（電子レンジ、冷蔵庫、食器棚）、スポーツ用品等、娯楽目的と疑われる物品の購入
- 観光や保養目的と誤解されかねない場所（社会一般の常識に照らして効率的かつ経済的とは言えないような場所にある観光地、温泉地等）での会議等の開催
- 宿泊の必要のない教職員、学生（会議等の開催地に居住している者等）の宿泊
- セミナー等における必要最低限とは言えないような過剰な支出や費用対効果の低いものに対する支出（楽器演奏、参加者への消耗品の配付等）
- 申請した事業とは直接関係のないセミナー、研究発表会等（本事業開始前から定例的に開催・参加しているもの等）に要する経費
- パソコン、カメラ、ビデオカメラ等の過剰と疑われる台数（社会一般の常識に照らして効率的かつ経済的とは言えないような台数）の購入
- 本事業と関係のない他の用途への使用も兼ねた物品（本事業専用でない物品）の購入

## 6. 審査方法・基準等について

Q6-1 書面審査及び面接審査は全ての申請に対して行われるのか。

A 書面審査は全ての申請に対して行い、書面審査の結果を基に面接審査の対象校を決定します。

Q6-2 面接審査が実施される場合、大学以外の者が出席することは可能か。

A 面接審査の詳細な実施方法については、対象校に追って御連絡いたします。

## 7. その他

Q7-1 申請状況や選定状況はホームページ等に公表されるのか。

A 申請締切り後、速やかに申請大学・事業名等を申請状況としてホームページ等で公表します。また、選定後も選定された事業について、選定大学の申請書や工程表を公表する予定です。

Q7-2 事後評価はどのように行われるのか。また、評価基準はどのようなものになるのか。

A 今後、委員会等で審議・決定し、追って御連絡する予定です。

Q7-3 新型感染症や災害の発生等の不測の事態により、申請時点の事業計画が予定通り実施できない場合、どのような対応が必要になるのか。

A 当該事態の発生及びその影響を予測して事業計画を作成することは非常に困難であるため、申請時点の社会情勢にとらわれ過ぎずに事業計画を作成いただきつつ、事業開始後に当該事態が発生した場合は、別途ご相談いただければと思います。

### 《問合せ先》

文部科学省高等教育局医学教育課

〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2 (中央合同庁舎 7号館東館 14階)

電話：03-5253-4111 (内線 2508,2578)

E-mail：igaku@mext.go.jp

ポストコロナ時代の医療人材養成拠点形成事業  
 (社会的な要請に対応できる看護師の養成)

## 大学番号一覧

番号	国公私	大学名
1	国立	北海道大学
2	国立	旭川医科大学
3	国立	弘前大学
4	国立	東北大学
5	国立	秋田大学
6	国立	山形大学
7	国立	筑波大学
8	国立	群馬大学
9	国立	千葉大学
10	国立	東京大学
11	国立	東京医科歯科大学
12	国立	新潟大学
13	国立	富山大学
14	国立	金沢大学
15	国立	福井大学
16	国立	山梨大学
17	国立	信州大学
18	国立	岐阜大学
19	国立	浜松医科大学
20	国立	名古屋大学
21	国立	三重大学
22	国立	滋賀医科大学
23	国立	京都大学
24	国立	大阪大学
25	国立	神戸大学
26	国立	鳥取大学
27	国立	島根大学
28	国立	岡山大学
29	国立	広島大学
30	国立	山口大学
31	国立	徳島大学
32	国立	香川大学
33	国立	愛媛大学
34	国立	高知大学
35	国立	九州大学
36	国立	佐賀大学
37	国立	長崎大学
38	国立	熊本大学
39	国立	大分大学
40	国立	宮崎大学
41	国立	鹿児島大学
42	国立	琉球大学

番号	国公私	大学名
43	公立	札幌医科大学
44	公立	札幌市立大学
45	公立	旭川市立大学
46	公立	名寄市立大学
47	公立	青森県立保健大学
48	公立	岩手県立大学
49	公立	宮城大学
50	公立	山形県立保健医療大学
51	公立	福島県立医科大学
52	公立	茨城県立医療大学
53	公立	群馬県立県民健康科学大学
54	公立	埼玉県立大学
55	公立	千葉県立保健医療大学
56	公立	東京都立大学
57	公立	神奈川県立保健福祉大学
58	公立	横浜市立大学
59	公立	川崎市立看護大学
60	公立	新潟県立看護大学
61	公立	富山県立大学
62	公立	石川県立看護大学
63	公立	公立小松大学
64	公立	敦賀市立看護大学
65	公立	福井県立大学
66	公立	山梨県立大学
67	公立	長野県看護大学
68	公立	岐阜県立看護大学
69	公立	静岡県立大学
70	公立	愛知県立大学
71	公立	名古屋市立大学
72	公立	三重県立看護大学
73	公立	滋賀県立大学
74	公立	京都府立医科大学
75	公立	大阪公立大学
76	公立	兵庫県立大学
77	公立	神戸市看護大学
78	公立	奈良県立医科大学
79	公立	和歌山県立医科大学
80	公立	島根県立大学
81	公立	岡山県立大学
82	公立	新見公立大学
83	公立	県立広島大学
84	公立	山口県立大学
85	公立	周南公立大学
86	公立	香川県立保健医療大学
87	公立	愛媛県立医療技術大学
88	公立	高知県立大学
89	公立	福岡県立大学
90	公立	九州歯科大学
91	公立	長崎県立大学
92	公立	大分県立看護科学大学
93	公立	宮崎県立看護大学
94	公立	沖縄県立看護大学
95	公立	名桜大学

番号	国公私	大学名
96	私立	札幌保健医療大学
97	私立	天使大学
98	私立	日本赤十字北海道看護大学
99	私立	日本医療大学
100	私立	北海道医療大学
101	私立	北海道科学大学
102	私立	北海道文教大学
103	私立	青森中央学院大学
104	私立	八戸学院大学
105	私立	弘前医療福祉大学
106	私立	弘前学院大学
107	私立	岩手医科大学
108	私立	岩手保健医療大学
109	私立	東北医科薬科大学
110	私立	東北福祉大学
111	私立	東北文化学園大学
112	私立	仙台青葉学院大学
113	私立	秋田看護福祉大学
114	私立	日本赤十字秋田看護大学
115	私立	奥羽大学
116	私立	医療創生大学
117	私立	茨城キリスト教大学
118	私立	つくば国際大学
119	私立	常磐大学
120	私立	足利大学
121	私立	国際医療福祉大学
122	私立	自治医科大学
123	私立	獨協医科大学
124	私立	桐生大学
125	私立	群馬医療福祉大学
126	私立	群馬バース大学
127	私立	上武大学
128	私立	高崎健康福祉大学
129	私立	明海大学
130	私立	埼玉医科大学
131	私立	西武文理大学
132	私立	大東文化大学
133	私立	東京家政大学
134	私立	東都大学
135	私立	日本医療科学大学
136	私立	日本保健医療大学
137	私立	人間総合科学大学
138	私立	目白大学
139	私立	亀田医療大学
140	私立	三育学院大学
141	私立	秀明大学
142	私立	淑徳大学
143	私立	順天堂大学
144	私立	城西国際大学
145	私立	聖徳大学
146	私立	千葉科学大学
147	私立	東京情報大学
148	私立	了徳寺大学
149	私立	和洋女子大学
150	私立	日本大学

番号	国公私	大学名
151	私立	日本医科大学
152	私立	聖マリアンナ医科大学
153	私立	東京歯科大学
154	私立	日本歯科大学
155	私立	共立女子大学
156	私立	杏林大学
157	私立	駒沢女子大学
158	私立	上智大学
159	私立	聖路加国際大学
160	私立	創価大学
161	私立	帝京大学
162	私立	帝京科学大学
163	私立	帝京平成大学
164	私立	東京有明医療大学
165	私立	東京医科大学
166	私立	東京医療学院大学
167	私立	東京医療保健大学
168	私立	東京工科大学
169	私立	東京慈恵会医科大学
170	私立	東京純心大学
171	私立	東京女子医科大学
172	私立	東邦大学
173	私立	日本赤十字看護大学
174	私立	武蔵野大学
175	私立	文京学院大学
176	私立	神奈川歯科大学
177	私立	鶴見大学
178	私立	神奈川工科大学
179	私立	関東学院大学
180	私立	北里大学
181	私立	慶應義塾大学
182	私立	松蔭大学
183	私立	湘南医療大学
184	私立	湘南鎌倉医療大学
185	私立	昭和大学
186	私立	東海大学
187	私立	横浜創英大学
188	私立	長岡崇徳大学
189	私立	新潟医療福祉大学
190	私立	新潟青陵大学
191	私立	新潟薬科大学
192	私立	金沢医科大学
193	私立	金城大学
194	私立	福井医療大学
195	私立	健康科学大学
196	私立	松本歯科大学
197	私立	佐久大学
198	私立	清泉女学院大学
199	私立	長野保健医療大学
200	私立	松本看護大学
201	私立	朝日大学
202	私立	岐阜医療科学大学
203	私立	岐阜協立大学
204	私立	岐阜保健大学
205	私立	中京学院大学

番号	国公私	大学名
206	私立	中部学院大学
207	私立	岐阜聖徳学園大学
208	私立	聖隷クリストファー大学
209	私立	常葉大学
210	私立	愛知学院大学
211	私立	愛知医科大学
212	私立	一宮研伸大学
213	私立	金城学院大学
214	私立	修文大学
215	私立	椋山女学園大学
216	私立	中部大学
217	私立	豊橋創造大学
218	私立	名古屋学芸大学
219	私立	名古屋女子大学
220	私立	日本赤十字豊田看護大学
221	私立	日本福祉大学
222	私立	人間環境大学
223	私立	藤田医科大学
224	私立	鈴鹿医療科学大学
225	私立	四日市看護医療大学
226	私立	聖泉大学
227	私立	京都先端科学大学
228	私立	京都看護大学
229	私立	京都光華女子大学
230	私立	京都橘大学
231	私立	同志社女子大学
232	私立	佛教大学
233	私立	明治国際医療大学
234	私立	近畿大学
235	私立	藍野大学
236	私立	大阪青山大学
237	私立	大阪医科薬科大学
238	私立	大阪歯科大学
239	私立	大阪信愛学院大学
240	私立	大阪成蹊大学
241	私立	大手前大学
242	私立	関西医科大学
243	私立	関西医療大学
244	私立	四條畷学園大学
245	私立	四天王寺大学
246	私立	摂南大学
247	私立	千里金蘭大学
248	私立	太成学院大学
249	私立	宝塚大学
250	私立	梅花女子大学
251	私立	森ノ宮医療大学
252	私立	大和大学
253	私立	関西看護医療大学
254	私立	関西国際大学
255	私立	関西福祉大学
256	私立	姫路大学
257	私立	甲南女子大学
258	私立	神戸常盤大学
259	私立	神戸女子大学
260	私立	園田学園女子大学

番号	国公私	大学名
261	私立	姫路獨協大学
262	私立	兵庫大学
263	私立	兵庫医科大学
264	私立	武庫川女子大学
265	私立	畿央大学
266	私立	天理大学
267	私立	奈良学園大学
268	私立	宝塚医療大学
269	私立	鳥取看護大学
270	私立	川崎医科大学
271	私立	川崎医療福祉大学
272	私立	吉備国際大学
273	私立	山陽学園大学
274	私立	日本赤十字広島看護大学
275	私立	広島国際大学
276	私立	広島都市学園大学
277	私立	広島文化学園大学
278	私立	福山平成大学
279	私立	安田女子大学
280	私立	宇部フロンティア大学
281	私立	四国大学
282	私立	徳島文理大学
283	私立	聖カタリナ大学
284	私立	福岡歯科大学
285	私立	久留米大学
286	私立	福岡国際医療福祉大学
287	私立	産業医科大学
288	私立	純真学園大学
289	私立	西南女学院大学
290	私立	聖マリア学院大学
291	私立	日本赤十字九州国際看護大学
292	私立	福岡看護大学
293	私立	福岡大学
294	私立	福岡女学院看護大学
295	私立	第一薬科大学
296	私立	令和健康科学大学
297	私立	西九州大学
298	私立	活水女子大学
299	私立	九州看護福祉大学
300	私立	熊本保健科学大学
301	私立	鹿児島国際大学
302	私立	鹿児島純心大学
303	私立	帯広大谷短期大学
304	私立	仙台赤門短期大学
305	私立	埼玉医科大学短期大学
306	私立	神奈川歯科大学短期大学
307	私立	富山福祉短期大学
308	私立	飯田短期大学
309	私立	平成医療短期大学
310	私立	藍野大学短期大学部
311	私立	大和大学白鳳短期大学部
312	私立	川崎医療短期大学
313	私立	高知学園短期大学